

平成29年度

愛媛県PTA連合会 こども総合保障制度***

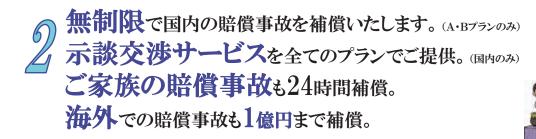
のおすすめ

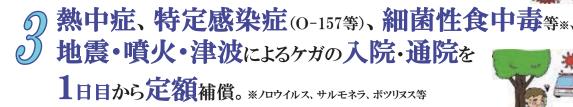


※1 本制度は愛媛県PTA連合会を契約者とする『団体総合生活保険』の団体契約です。加入対象者は愛媛県国公立小・中学校に通学する児童・生徒です。※2 団体割引30%・大口団体割引10%・損害率による割引25%適用 * 天災危険補償割増料率には損害率による割引率は適用されていません。大口団体割引は傷害補償基本特約のみ適用されます。

こども総合保障制度の特徴

1 24時間補償で様々な危険からしっかりサポート。 自転車事故も補償いたします。





扶養者が急激かつ偶然な外来の事故で亡くなったり、 重度後遺障害が生じた場合の育英費用を補償。(A・Bプランのみ)

高品質の日常支援サービスを全てのプランでご提供。 ②"医療・健康"相談、"予約専門医"相談、"医療機関"案内、 "がん専用"相談窓口、"転院・患者移送"手配が、 24時間・365日(無料・回数無制限)でご利用可能です。 ③"法律"相談、"税務"相談、"介護"相談、"社会保険"相談、 "暮らしの情報提供"がご利用可能です(無料・回数無制限)。



申込受付締切平成29年4月17日(月)

保険期間 平成29年4月21日 (金) 午前0時 より平成30年4月21日 (土) 午後4時まで

【ご加入内容をご確認ください】

ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっている ことを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきまして は、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確 認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場 合は、追記・訂正をお願いいたします。



保護者の皆様へ



~子どもたちの現在と未来を守るために~

愛媛県PTA連合会会長 橋川 隆至

子どもたちを取巻く環境が劇的に変化し、今もなお加速度的に変わりつつあると思われます。

国民の賠償に関する意識の変化は、全国的な問題となっている**自転車の事故だけではなく、日常生活における賠償事故も益々増加傾向**にあります。また**賠償金額も予測できないほど大きくなる傾向**にあります。

事故やトラブルを完全に予測することは難しく、子どもたちは通学や学校生活以外においても、事故やトラブルに遭遇する可能性があります。子どもたちは、大人たちに比べて、事故を予見したり、それを避けたりする能力は、十分ではありません。また事故やトラブルに遭遇した際は、保護者などの大人に頼らざるを得ないのが現実です。

だからこそ、保護者・学校は、連携・協力して安心で安全な環境づくりを整えて、子どもたちの現在と未来を守っていく必要があります。歴代の愛媛県PTA連合会会長の「全ては子どもたちの笑顔のために」という精神と共に、この「こども総合保障制度」をご案内いたします。

この制度は、子どもたちの現在と未来を守る24時間補償を基本としたプランとしております。さらに、個人賠償責任補償は"国内の示談交渉サービス"を全てのプランに導入し、高額化する賠償金額に対応するために、限度額"無制限"のプランもご用意しております。さらに、幸いにも保険を利用する事故にあわれることがない加入者にも、暮らしに役立つ"高品質の日常支援サービス"をご提供いたします。内容をご確認いただき、是非この機会にご加入のご検討をお願い申し上げます。

今年度もこの制度へご加入される場合も、されない場合も、保護者の皆様のご意向を確認させていただきます。募集案内が保護者様の手元に届かなかったり、うっかり手続き漏れなどが発生したりしないように学校・先生方のご協力をいただきます。保護者の皆様のご意向をしっかりと確認させていただくことで、子どもたちを守ることの精度を高めるとともに、現状を把握し、よりよい制度の充実を目指してまいります。愛顔あふれる子どもたちの為に、何卒、ご協力宜しくお願い申し上げます。

子どもたちの現在と未来を守るために、 ご加入をおすすめします!

自転車に乗られる方も、乗られない方も、 こども総合保障制度の賠償責任補償はご家族まとめて安心です。

団体総合生活保険のご加入タイプ

Aプランが おすすめです!



Aプランは、賠償無制限、入院・通院補償・育英費用などの補 償が手厚く、バランスが良いプランです。

月あたり換算で<u>約1,250円</u>で加入できます。 ※保険料のお支払は年一括払いです。

		24 時間補何	賞	A	B	C	D	
	佢	個人賠償責任 国内		1事故 4元 生川 7日	1事故 4元 生川 7日	1種 1億 。	1事版 1億 。	
	(E	自転車事故も対象)		無制限	無制限	1.1		
	(記	録情報限度額500万円)	海外	1億 ≞	1億 円	1億 円	1億 円	
保険				国内示談交渉サービス付				
金 額		死亡·後遺障害		155 ₅₇₉	139 ភគ	123 _{ля}	83 55	
補	本人	入院保険金(日額)		10,000 _F	7,000 _F	3,000 🖪	1,500 🖪	
償金	。 お 子	通院保険金(日額)		3,500 🖪	1,900 🖪	800 _m	350 ฅ	
額)	様) の	熱中症補償		0	0	0	0	
	のけが	地震・噴火・津波		\bigcirc	\bigcirc	0	0	
		特定感染症(O-157等)* •細菌性食中毒		0	0	0	0	
		育英費用		150 ந	100 ₅₇₉	O 5P	O ₅₈	
		お支払保険料	4	15,000 _F	10 , 000 _F	5,000 _F	3,000 _F	
		月あたりに換算した場合	<u></u>	(1,250 ⊣)	(833 ⊣)	(417 ⊣)	(250 ⊣)	

	24 時間補償		E			
	個人賠償責任	国内	1億 点			
	(記錄情報限度額500万円) 免責金額(自己負担額):0円	海外	1億 🖺			
保険		国内示談交渉 サービス付				
金額	死亡·後遺障	害	42 ₅₈			
	★ 入院保険金(日	入院保険金(日額)				
	通院保険金(日	額)	150 🖪			
額	熱中症補償		0			
	の け 地震・噴火・津波 が		0			
	特定感染症(O-157 ・細菌性食中毒	,	0			
	育英費用	O ₅₇₉				
	お支払保険料	4	2, 000 _B			
	月あたりに換算した場合	<u></u>	(167 ⊞)			

保険期間1年·職種級別A 団体割引30% 大口団体割引10% 損害率による割引25%

損害賠償 事 例

小学校5年生の男子児童が坂道を自転車で走行中、67歳の 女性と衝突。女性を寝たきりの状態に・・・(神戸地裁)

【ご参考】〈るまの事故の高額判決事例

対人事故

認定総損害額	裁判所	判決年月日	事故年月日	被害者 性別·年齢	被害者職業	被害状況
$oldsymbol{5}$ $oldsymbol{6}$ $oldsymbol{2}$, $oldsymbol{8}$ $oldsymbol{5}$ $oldsymbol{3}$ $oldsymbol{5}$	横浜地裁	2011.11.01	2009.12.27	男性41歳	眼科開業医	死亡
3 ${f 6}$ ${f 9}$, ${f 7}{f 2}{f 5}$ ந	横浜地裁	2011.12.27	2003.09.14	男性21歳	大学生	後遺障害
3億9,510万円	名古屋地裁	2011.02.18	2007.04.13	男性20歳	大学生	後遺障害

対物事故

認定絲	没損害額	裁判所	判決年月日	事故年月日	被害物*
2億6,	13 5 ந்	横浜地裁	1994.07.19	1985.05.29	積荷(呉服·洋服)
1億3,	580 ヵ円	横浜地裁	1996.07.17	1991.02.23	店舗(パチンコ)
1億2,	0 37 ந்	名古屋地裁	1980.07.18	1975.03.01	電車·線路·家屋



自転車も"くるま"であると考えさせられる時代です。

●手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。●お子様が継続的に職業に従事している場合は、保険料が異なることがありますので、代理店にお問い合わせください。*特定感染症は死亡保険金、手術保険金はお支払いしません。また、地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因して発病した特定感染症は補償の対象となりません。

※上記保険料は、被保険者(保険の対象となる方)数が10,000人以上の場合の金額です。

団体総合生活保険の特長

大切なお子様を取り巻く様々な危険から

学校内だけでなく、 通学途中、友だちと遊んで いる間や、ご自宅などでの ケガも24時間補償します。

熱中症やO-157、結核などの特定感染症や、細菌性食中毒等(ノロウイルス、サルモネラ、ボツリヌスなどによる)も補償します。



扶養者の万一への備え

- ●父親が不慮の事故で帰らぬ人に・・・
- ●父親が交通事故で重度後遺障害に・・・

あらかじめ指定された扶養者が、急激かつ偶然な外来の 事故によるケガが原因で亡くなったり、後遺障害を被っ た場合。

育英費用保険金

保険金額全額を一時にお支払いします。 ※A·Bプランのみ

お子様の

- ●自転車で、転倒してケガ
- ●体育の授業中にバスケ
- ●跳び箱で腕から転落し
- ●サッカーで相手と激しく
- ●運動会中に熱中症にな
- ●自宅で夕食作りの手伝
- ●特定感染症(O-157
- ●登山中に滑落して、帰ら

学校内、通学途中はもとよ本国内外を問わず、急激か故によりケガをされた場合いします。熱中症(日射ま体の障害)により医師にか金をお支払いします。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の



時間しっかりサポート!

国内 **示談交渉** サービス

賠償責任への備え

- ●自転車に乗っていて歩行者と衝突し、相手が寝たきりの状態に・・
- ◆休み時間中、ふざけて投げたスリッパが、友だちの眼にあたり失明・・・
- ●友だちの腕を引っ張り、転倒させてしまい、肩を強打させ、入院・手術・・・
- ●学校の正面玄関前で傘で素振りをしていて、柄が抜けてガラスを割る・・・
- ◆校内で遊んでいて学校の高額備品・楽器等を壊してしまった・・・
- ●石投げをして遊んでいたところ、停車中の高級車のボンネットを破損・・・
- ●飼い犬の散歩をしていて、犬が通行人に噛み付いてしまった・・・
- ●ショッピングをしていて、誤って商品を壊してしまった・・・

お子様、またはそのご家族が、日本国内外を問わず、日常生活中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりし、法律上の損害賠償責任を 負った場合。



ご家族も対象

ご家族の方の 他人への 賠償責任 も補償します。

ご家族の範囲については、 後記「保険の対象となる方」 をご確認願います。



ケガへの備え

をして通院した・・・

ットボールでケガをして入院した・・・

骨折し、通院した・・・

接触し鎖骨を骨折、通院した・・・

り入院した・・・

い中に、包丁で手を切り通院した・・・

等)で入院した・・・

ぬ人になった・・・

り、日常生活で日 つ偶然な外来の事 に保険金をお支払 たは熱射による身 かった場合も保険



※急激かつ偶然な外来の事故とは・・・

①急激性⇒「突発的に発生する事」です。

事故から傷害の発生までの過程が直接的で時間的な間隔がないことです。「靴ズレ」や「しもやけ」は確かに傷害(ケガ)ですが、身体への持続的・継続的作用によって生じるものですので、傷害保険のお支払対象にはなりません。

②偶然性⇒「予知できない出来事」です。

「原因が偶然」(階段で足を踏み外す等)、「結果が偶然」(走ってアキレス腱を断裂等)、「原因と結果が共に偶然」(道路で転んだところを車にひかれる等)のいずれかを指します。足の骨折治療中にも拘らず、あえてボールを蹴って悪化の場合は、十分に結果を予測することができ、お支払の対象になりません。

③外来性⇒「身体の外からの作用」です。

傷害(ケガ)の原因自体が身体の外部からの作用によることを指します。傷害(ケガ)自体が身体の外側に現れる必要はありませんが、脳疾患で卒倒して骨折した時等、からだに内在する原因によって生じたケガは、お支払の対象とはなりません。

ご加入者の特典

利用料無料・回数無制限の

高品質な日常支援サービスをご提供!

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ! 東京海上日動の"日常支援サービス"なら安心です。

ご家族も ご利用可能です

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」「加入者番号」等を確認させていただきますのでご了承願います。

お電話にて各種医療に関する相談 に応じます。また、夜間の緊急医療 機関や最寄りの医療機関をご案内 します。



24時間365日受付*1

110-708-110 🚾 0120-708-110

(携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

※ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(いずれも法人は除きます。)と、 そのご親族(以下「相談対象者」といいます。)からの直接の相談に限ります。 (親族:配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族)

緊急医療相談

救急に強い病院の現役"救急医" および5年以上の臨床経験を有 する"看護師"が常駐。

緊急医療相談に24時間お電話 で対応します。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な

医師とメディカルソーシャルワーカーがお応え

します(より深いアドバイスをお聞きになりた

い場合には、別途、専門の医師にご予約さ

せていただきます。)。



30以上の診療分野の専門医*2 が、輪番予約制で専門的な 医療・健康電話相談をお受け します。

経験豊富な、大学教授、准教授 クラスの専門医に相談可能。

転院·患者移送手配_{*3}

予約専門医相談

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊 搭乗手続き等、一連の手配の一切を承りま す。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行って いる救急病院や、旅先での 最寄りの医療機関等をご案内 します。専門医療機関の情報 提供も行います。



- *1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です (予約受付は、24時間365日)。
- *2 相談できる主な診療科目は以下の通り。 一般内科、一般外科、小児科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、歯科、心療内科(精神科)、 整形外科、泌尿器科、消化器内科、消化器外科、 循環器内科、心臓外科、神経内科、脳神経外科、 内分泌内科、呼吸器内科、呼吸器外科、乳腺外科、 甲状腺科、血液内科、小児神経科、漢方医療など。
- *3 実際の転院移送費用は、このサービスの対象外です。

法律・税務・介護に関する お電話でのご相談や暮らしの インフォメーション等、役立つ 情報をご提供します。



受付時間: いずれも土日 祝日、年末

年始を除く

·電話介護相談 $9:00\sim17:00$ •法律相談 9:00~17:00 : 14:00~16:00 •税務相談 ・社会保険に関する相談 : 9:00~17:00 ・暮らしの情報提供 : 10:00~16:00

🔯 0120-285-110

(携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

※ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(いずれも法人は除きます。)と、 そのご親族(以下「相談対象者」といいます。)からの直接の相談に限ります。 (親族:配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族)

法律·税務相談_{*1}

提携の弁護士が、身の回りの法律・税務に 関するご相談にわかりやすくお電話でお応え します。

また、ホームページを通じて、法律・税務に関 するご相談を24時間電子メールで受け付け、 弁護士等の専門家が電子メールでご回答。



電話介護相談(介護保険制度やケアプランについ てのご相談等、介護全般に関わるご相談)

介護関連サービス

・インターネット介護情報サービス 「介護情報ネットワーク」

http://www.kaigonw.ne.jp/

<ホームページアドレス>

- * 1 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
- * 2 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。



社会保険相談*2

公的年金等の社会保険について提携の社会保険 労務士がわかりやすく電話でご説明。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・ 各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情 報を電話でご提供します。

ご注意ください

(各サービス共通)

- ・保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じて提供します。
- ・メディカルアシストおよびデイリーサポートのご相談の対象は相談対象者に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とします。
- ・メディカルアシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

■団体総合生活保険 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。 ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、

補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

【傷害補償(こども傷害補償)】

- 「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。 ※「熱中症危険補償特約」がセットされている場合、保険の対象となる方が熱中症(日射または熱射による身体の障害)になった場合にも、傷害補償 基本特約の各保険金をお支払いします。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合には、東京海上日動(以下「弊社」といいます。)は、

C 47/2	,	に相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先まで。 	保険金をお支払いしない主な場合
Т		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない王な場合 ・保険の対象となる方の 故意 または 重大な過失 によって生じ
	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に 死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。	たケガ ・保険金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって生じた
	九二体於並	※ 1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、 死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額 をお支払いします。	ケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行 為によって生じたケガ
	W B B D	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に 後遺障害が生じた 場合	・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転を している場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じた
	後遺障害 保険金	▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100% をお支払いします。	・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
ŀ		※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 	・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払い します。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の 入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院し た日数」は、1事故について180日を限度とします。	・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱
		※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保 険金は重複してはお支払いできません。	者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー
傷害補償基本特約		治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。*3	走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの (************************************
]	手術保険金	*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日	
		現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進 医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は 変動します。)。	
		*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を 受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いしま す。	
		医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 通院(往診を含みます。)された場合	
		▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。	
	通院保険金	※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が 支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複して はお支払いできません。	
		※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。	
	•	*1 ギプス、ギプスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに 類するものをいい、頸椎固定用シーネ、頸椎カラー、頸部の コルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋骨固定帯、軟性コル セット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除 きます。	

個 內賠償責任補償特約 +個 人賠償責任補償特約の 部 変更に関 する特約

保険金をお支払いする主な場合

国内外において以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他 人の財物(情報機器等に記録された情報を含みます。)*1を壊し て法律上の損害賠償責任を負う場合

- ●保険の対象となる方の日常生活に起因する偶然な事故
- ●保険の対象となる方ご本人が居住に使用する住宅の所有、使 用または管理に起因する偶然な事故
- ▶1事故について保険金額*2を限度に保険金をお支払いします。
- ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除 きます。) に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。
- ※弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や 保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社 は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払 われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
- ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用につ いて保険金をお支払いする場合があります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の 保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複するこ とがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認くださ
- *1 保険の対象となる方が国内で受託した家財(受託品)が、国内外での住 宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間に損壊・盗取されたことに より、受託品について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任 を負う場合についても、損害額(損害賠償責任の額)について保険金をお支 払いします。ただし、損害額は時価額*3を限度とします。(受託品に係る賠償 責任補償条項)

なお、以下のものは補償の対象となりません。

- ·自動車·自転車、船舶等
- ・サーフボード、ラジコン模型等
- 携帯電話等
- ・コンタクトレンズ、眼鏡等
- ・手形その他の有価証券等
- ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等
- ・設備・什器や商品・製品等
- 動物、植物等の生物
- ·乗車券、通貨等
- ·貴金属、宝石、美術品等

- *2 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、 500万円が支払限度額となります。
- *3 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して 算出した金額をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

- ・ご契約者または保険の対象となる方(受託品に係る賠償責任補償条項につ いては、その同居の親族も含みます。)等の故意によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)の遂行に直接起因する 損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方
- ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保 険の対象となる方が被る損害
- ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の 対象となる方が被る損害
- ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保 険の対象となる方が被る損害(受託品に係る賠償責任補償条項については お支払いの対象となります。)
- ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*2*3または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使 用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る
- <受託品に係る賠償責任補償条項のみ>
- ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損 害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任 (収益減少等)によっ て保険の対象となる方が被る損害
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害
- ·無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転 をしている間に生じ た事故による損害
- ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因す る損害
- ・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害
- ・自然の消耗またはさび・かび等による損害
- ・すり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保 険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- ・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に 起因する損害
- ・電気的または機械的事故に起因する損害
- ・受託品の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。) に起因する損害
- *1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導 *4中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。
 *2 ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きますが、運転するゴルフ・カート自体の損壊等
- は、補償の対象となりません。
- 18、 一部はの対象にあるといる。 3 受託品に係る賠償責任補償条項については車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害は、お支払いの対象となります。 *4 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行わ れる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。

【保険の対象となる方(被保険者)について】

1. 「保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1」としてご加入いただける方

「保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1」としてご加入頂ける方は、愛媛県国公立小・中学校に在籍する学生・生徒の方(入学手続きを終えた方を含 みます。) *2となります。

筀

- *1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。
- *2 専修学校および各種学校については、教育基本法に定める義務教育を修了している方に限ります。

2. 保険の対象となる方(被保険者)の範囲

それぞれの基本補償について、保険の対象となる方は、以下のとおりです。

	こども傷害補償	個人賠償責任
	本人型	家族型
① ご本人*1(学生・生徒)	0	0
② ご本人*1の配偶者	_	0
③ ご本人*1もいは親権者またはご本人*1の配偶者の同居のご親族*2	_	0
④ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の別居の未婚*3のお子様	_	0

- ※保険の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- ※個人賠償責任については、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含みます(代理監督義務者につ いては、ご本人*1に関する事故に限ります。)。また、ご本人*1以外の上表の保険の対象となる方が責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者およ び代理監督義務者(責任無能力者の親族に限ります。)も保険の対象となる方に含みます(責任無能力者に関する事故に限ります。)。
- *1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。
- *2 6 親等以内の血族および 3 親等以内の姻族をいいます (配偶者を含みません。)。
- *3 これまでに婚姻歴がないことをいいます。

育英費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。原則として、扶養者として指定できるのは、ご本 人*1の親権者であり(ご本人*1が成年に達した場合を除きます。)、かつ、ご本人*1の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、ご本人*1の生計を主に支 (!)えている方とします。

【その他の主な特約とその概要】 保険金をお支払いする主な場合 特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合 ●発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ● 医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院された 特定感染症 場合(法律により「就業制限」された場合を含みます。) ●医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診

を含みます。) された場合

▶傷害補償基本特約のうちの後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保 険金をお支払いします(なお、お支払内容の詳細は、傷害補償基本特約の各保 険金をご確認ください。)。

特定感染症とは…

特定感染症危険補償特

英費用補償

特約

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症予防法)」に規定 する一類感染症、二類感染症、三類感染症をいいます。



保険金をお支払いしない主な場合

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症
- ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した
- ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特 定感染症(その方が受け取るべき金額部分)
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為に よって発病した特定感染症
- ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに 起因する特定感染症
- ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定 感染症(更新の場合を除きます。)

等

扶養者*1 が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含め て180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶 養されなくなったことにより損害が生じた場合

▶育英費用保険金額の全額をお支払いします。

(重度後遺障害の例)

- ●両目が失明したもの
- ●明しゃくおよび言語の機能を廃したもの
- ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保 険金が差し引かれることがあります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契 約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容 を十分ご確認ください。
- *1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。

- ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重 大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態
- ·保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガ による扶養不能状態 (その方が受け取るべき金額部分)
- ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた ケガによる扶養不能状態
- ・扶養者が無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び 運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態
- ・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生 じたケガによる扶養不能状態
- ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによ る扶養不能状態
- ・扶養者に対する外科的手術等の医療処置(保険金が支払 われるケガを治療する場合を除きます。) によって生じたケガによ る扶養不能状態
- ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶 養不能状態
- ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を 扶養していない場合

等

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しく ご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点 等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。 万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

□保険金をお支払いする主な場合 □保険金額、免責金額(自己負担額) □保険期間 □保険料·保険料払込方法 □保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入 内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

確認事項	傷害補償	左記以外の補償
□加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?	0	-
□お子様(被保険者・保険の対象となる方)がアルバイト等に継続的に従事される場合は、下記「職種級別Bに該当する方」に該当しないことをご確認いただきましたか?なお、「職種級別Bに該当する方」に該当した場合は保険料が異なりますので、必ずお問い合わせ先までご連絡ください(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。)。 ※各区分(職種級別AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。 ○職種級別Aに該当する方:下記の職種級別Bに該当しない方 ○職種級別Bに該当する方:アルバイト等で、継続的に以下の6業種のいずれかに従事される方 「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」	0	-
□加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?	0	0

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。 *1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。 ※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

8

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

- ※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
- ※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

[マークのご説明]



保険商品の内容を ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる 事項等、特にご注意いただきたい事項



I | ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申し出により任意にご加入いただける特約等はパンフレットに記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の"保険金をお支払いする主な場合"、"保険金をお支払いしない主な場合"や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認 ください。

3 補償の重複に関するご注意

注意 喚起情報

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約 * 1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください * 2。

- ●個人賠償責任補償特約 ●受託品賠償責任補償特約 ●育英費用補償特約
- *1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)以外の保険契約を含みます。
- *2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定



この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

5 保険期間および補償の開始・終了時期





ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険 金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1)保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2)保険料の払込方法





払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金



-この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ □ ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告知受 領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできない ことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償 ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点 での下表の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

基本補償·特約 項目名	傷害補償	所得補償	団体長期障害 所得補償	医療補償がん補償	親介護補償	個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産 救援者費用等
生年月日	★ *1	*	*	*	*	★*2
性別	_	_	*	*	_	_
職業・職務 * 3	*	*	_	_	_	_
健康状態告知 * 4	_	*	*	*	*	_

※すべての補償について「他の保険契約等×5」を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。また、医療費用補償特約(こども傷害補償)については、 「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事項(☆)となります。

- *1こども傷害補償以外の場合には、告知事項とはなりません。
- *2こども傷害補償にご加入されていない場合には、告知事項とはなりません。
- *3 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- *4 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
- *5この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約 の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

注意 喚起情報

注意

3 保険金受取人

[傷害補償]

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合 * 1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支 払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険への加入についてご説明くださいますようお願い申し 上げます。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

*1家族型補償(本人型以外)の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意



現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- 新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間の初日の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、引受けをお断りをする場合や補償対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けをさせていただく場合があり ます。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による契約の取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります(例えば、乗換えで新たにご加入の保険契約が「がん補償」である場合、保険 始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解 約するとがんの補償のない期間が発生します。)。

ご加入後におけるご注意事項 \mathbf{III}





1 通知義務等

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。 ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、 ☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1 告知義務[告知事項・通知事項-覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての補償共涌

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合に は、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い 合わせ先までお問い合わせください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、 その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき





ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求 * 1 することがあります。返還または請求する 保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなりま す。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- *1解約日以降に請求することがあります。
- *2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約



契約 概要

傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補 償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。また、本内容につい ては、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4 満期を迎えるとき

[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。

●弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

「補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合]

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償(親介護補償保険金特約を除きます。)において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがありますので、ご注意ください。

[更新後契約の補償内容を拡充する場合]

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額*1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補 償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。 ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

*1団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額とします。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。 更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等について確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更 新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



- ●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新·管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること
 - 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- ●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保する ため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日 本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ●傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
- ●がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
 - ①この保険が継続されてきた最初のご加入(初年度契約といいます。)の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
 - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。)
- ●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除することができます。
- ●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等



- ●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のと おりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、 財産に関する補償、費用に関する補償	1 年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
別性に関する情質、質用に関する情質	1 年超	原則として 90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行わ
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん	補償	れた場合には、90%を下回ることがあります。

4 その他ご加入に関するご注意事項

●弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。



- ●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、後記〈共同保険引受保険会社について〉をご確認ください。

5 事故が起こったとき

- ●事故が発生した場合には、直ちに(所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に)パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- ●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめください。
- ●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
- ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
- ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
- ・弊社の定める就業不能状況記入書
- 弊社の定める就業障害状況報告書
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- 高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- ・附加給付の支給額が確認できる書類
- ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ・所得を証明する書類
- ●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
- ●保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
- ●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 - 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 - 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 - 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

東京海上日動安心110番(事故受付センター)のご連絡先は、後記をご参照ください。



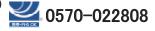
東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。







IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 受付時間:平日午前9時15分~午後5時 (土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。

引受保険会社	引受割合
東京海上日動火災保険株式会社	80%
三井住友海上火災保険株式会社	10%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	10%

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および 特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、弊社ホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページ に保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

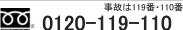
インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内 http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

<共同保険引受保険会社について>

東京海上日動安心110番 (事故受付センター)

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも 「東京海上日動安心110番」へ



受付時間: **24時間365日** 携帯電話のアドレス帳登録はこちらト (「ア」行に登録できます)



東京海上日動火災保険株式会社 <2013年10月1日以降始期契約用>

もし事故が起きたときには

<団体総合生活保険>

- ①事故の通知:事故が発生した場合には、直ちにご加入の代理店または弊社にご連絡ください。
 - *加入者票がお手元に届くまでは、最初に以下項目をお伝え願います。
 - a. 団体名(愛媛県PTA連合会)、b. お子様のお名前、c. 学校名、d. 学年・組
- ②保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ③保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が 重大となった場合は、弊社はその影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。
 - ※右記掲載の傷害保険事故通知書をご利用の上、ご連絡ください。 なお、賠償責任事故に関しましてはパンフレット裏面の連絡先にお電話ください。

記入例



FAX 089-915-2744

<u>平成 年 月 日</u>

万が一お怪我されたときは、直ちに下記『FAXフォーム』にご記入の上弊社宛にご送付下さい。 事故の日から30日以内にご連絡がない場合は保険金のお支払いが出来ないことがあります。

愛媛県PTA連合会 傷害保険事故通知書

次の通り事故がありましたので通知します。

	フリガナ						
	学校名		市立組合町立国立			······································	学校 学校
ご	学年・組	年	組	番	性別	Ę	男・女
契	負傷者 (被保険者)	לועה ל			生年月日	平成	年月日生
約の	ご住所	フリガ ナ	TEL	()			
内容	親権者	7Uh †					
Ö				こども総合保険	I .		
	ご加入	A	(B)	©	(1	Ċ	Ê
	プラン	15,000円	10,000円	5,000円	3,00	00円	2,000円
	加入者票番号						
	事故年月日	平成 :	年月	日()曜E	午前	午後	時頃
	事故の場所						
事							
₹	事故の状況						
故	事故の状況できるだけ詳しく						
	できるだけ						
故	できるだけ						
故の	できるだけ 詳しく						
故の内	できるだけましくお怪我の内容	(入院)	日間	医療機関名			
故の内	できるだけ 詳しく お怪我の内容 (傷病名)	(入院) (通院)		医療機関名			
故の内	できるだけ。詳しくお怪我の内容(傷病名)治療期間			医療機関名			

- ◎氏名・住所に必ずフリガナをご記入下さい。
- ◎記入項目は漏れなくご記入下さい。

申込受付締切日 平成29年4月17日(月)

ご加入手続き

ご加入される方は、同封の加入依頼書に必要事項をご記入の上、保険料と一緒に提出用封筒で学校へ提出願います。<u>ご加入されない方も、提出用封筒に加入しない欄に〇をしていただき、封筒のみ提出願います。</u>加入依頼書は4枚複写になっています。4枚目をお客様控えとして加入者票到着まで大切に保管願います。

加入者票

加入者票は申込受付完了後、後日学校を通じて、お子様へお渡しいたします。 加入者票到着までは加入依頼書(お客様控)が、当制度ご加入の証となりますので、 大切に保管願います。

(ご加入された会員には、平成29年6月末を目途に「加入者票」を送付いたします) ※パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、 加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

締切を過ぎても中途加入できます。

下記の取扱代理店までご連絡下さい。中途加入保険料もご確認いただけます。

中途 加入手続き

中途加入月	申込・ご入金締切日		申込·ご入金締切日 補償開始日 (午前O時より)		保険終期
5月		4月25日(火)		5月21日 (日)	
6月		5月16日(火)		6月21日(水)	
7月		6月15日 (木)		7月21日(金)	
8月		7月14日(金)	平成	8月21日 (月)	
9月	平成 29年	8月15日(火)	29年	9月21日 (木)	
10月		9月15日 (金)		10月21日 (土)	平成30年 4月21日 (土)
11月		10月13日 (金)		11月21日 (火)	.,,,,,
12月		11月15日 (水)		12月21日 (木)	
1月		12月15日 (金)		1月21日 (日)	
2月	平成	1月15日 (月)	平成 30年	2月21日(水)	1
3月	30年	2月15日(木)		3月21日(水)	

お問い合わせ先

〈**引受保険会社**〉 この保険は東京海上日動火災保険株式会社を幹事とした共同保険契約です。 幹事会社 引受保険会社および引受割合については、「重要事項説明書」をご確認ください。

東京海上日動火災保険株式会社 松山支社(担当支社)

〔住 所〕〒790-8561 松山市本町2丁目1-7

(TEL) 089-915-0193 (FAX) 089-915-2745

〈事故が起こった場合〉*以下の連絡先または取扱代理店までご連絡願います。

東京海上日動火災保険株式会社 松山損害サービス課

【平日9:00~17:00】

(TEL) 089-915-1620 (FAX) 089-915-2744

【上記以外の時間帯及び土日祭日(24時間・365日)】

(TEL) 0120-119-110



愛媛県PTA連合会マークに込める想い

【形】中心は子どもの健全な成長の姿を、三交円は学校・家庭・社会の提携・協力とEHIMEの頭文字とみかんの形を象徴しています。

【色】 黄橙は子どものエネルギッシュ な若さと成長を、白は環境の清浄を、 緑は郷土の安静と平和を意味しています。

〈取扱代理店〉



16-U25353 2017年2月作成

